

2017年4月27日
日 本 銀 行

「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続要件」の一部改正について

「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続要件」（2014年2月28日公表）¹について、接続要件を明確化する観点から下記のとおり一部改正しました。

記

| 改正箇所 | 改正前 | 改正後 |
|--------|--|--|
| 2. | (省略) | (以下の文言を追加) <u>接続に際しては、利用先において、日銀ネット端末装置と接続している利用先システムと外部ネットワークとの接続制限、利用先システムのウイルス検知、ファイアウォール専用機器やFTPのID・パスワード管理など、適切なセキュリティ対策を講じることとします。</u> |
| 4. (1) | 利用先社内ネットワークと接続する日銀ネット端末装置のOSは、Windows7およびWindows8.1のみ対象とします。 | 利用先社内ネットワークと接続する日銀ネット端末装置のOSスペック、バージョン等は、 <u>Windows7およびWindows8.1のみ対象とします</u> 以下の情報を参照してください。 (掲載場所) <u>日本銀行ホームページ—業務上の事務連絡—日銀ネット関連—諸規程・マニュアル類</u> <u><http://www5.boj.or.jp/bojnet/rulesmanuals.htm></u> (掲載情報)「 <u>日銀ネットを利用するための機器等(端末装置用)</u> 」 |

以 上

(本件に関する照会先)

日本銀行 システム情報局 日銀ネット構築運行課 対外接続基盤グループ

電話：042-351-1795

¹ 日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」—「日銀ネット関連」—「諸規程・マニュアル類」—「システム関係」—「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークとの接続に関する手続き」に掲載している資料です。